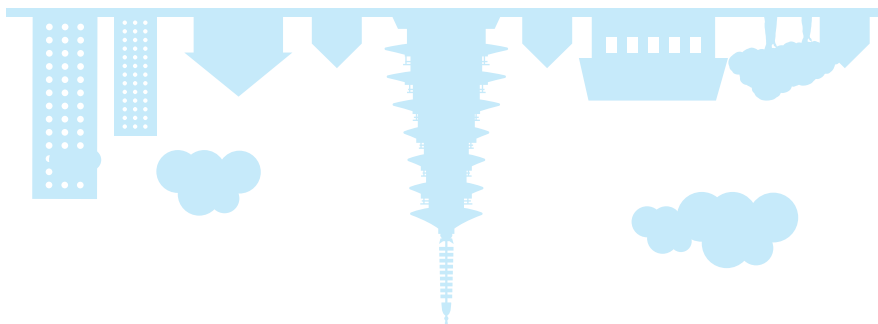




大阪府八尾市

史跡由義寺跡 保存活用計画



2021年3月
八尾市教育委員会

はじめに

八尾市は、大阪府のほぼ中央部に位置し、市域は東方の生駒山地西麓から、西方の大阪平野東部にかけて広がっています。古くから、旧大和川の支流であった多くの河川によって形成された肥沃な平野に旧石器時代から連綿と遺跡があり、全国的にも有数の遺跡の宝庫となっています。

奈良時代の称徳天皇と道鏡ゆかりの由義寺跡は、塔基壇の発見をきっかけにして、市民をはじめとする多くの方々のご理解とご協力のもと、平成30年2月に国の史跡に指定されました。

八尾市教育委員会では、由義寺跡を本市の貴重な歴史資産の一つとして、次世代の子どもたちに残し、さらには郷土の歴史や文化を学ぶことができ、本市の魅力を全国に発信できる場として整備、活用を進めたいと考え、由義寺跡を適切に保存と活用を図るための基本方針となる「史跡由義寺跡保存活用計画」を策定しました。この計画の策定を機に八尾市全体の文化財の保存と活用が広がることを期待しております。


最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、八尾市史跡保存活用審議会でご指導・ご協力を賜りました菱田哲郎委員長をはじめとして、各委員の方々のご尽力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

八尾市教育委員会
教育長 中山 晶子



例 言

1. 本書は、令和3年3月に文化庁より認定を受けた大阪府八尾市に所在する史跡由義寺跡の保存活用計画である。
 2. 本書は、八尾市史跡保存活用審議会により協議、検討され、令和2年3月に答申を受けた保存活用計画を八尾市教育委員会で編集したものである。
また、計画策定にあたっては、史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金を活用し、文化庁及び大阪府教育庁の指導、助言を得た。
 3. 本書に掲載した図版類は、八尾市教育委員会及び八尾市において作成したものを中心に使用しているが、一部既往の文献や成果等を使用しており、出典については、表題に併記している。
現況図など使用している地図等は、史跡の概要を示すためのもので、土地境界等を厳密に示すものではない。
 4. 本計画は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合には、見直しを行う。
- 



史跡由義寺跡保存活用計画 目次

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	3
第2節 計画の目的	4
(1) 計画の目的	
(2) 保存活用計画における「史跡由義寺跡」の定義と対象区域	
第3節 審議会の設置・経緯	6
(1) 八尾市史跡保存活用審議会の設置	
(2) 八尾市史跡保存活用審議会の開催経過	
第4節 他の計画との関係	9
(1) さまざまな計画等との関係	
(2) 将来の計画	
第5節 計画の実施	11
第2章 史跡由義寺跡の概要	13
第1節 指定に至る経緯	15
(1) 由義寺の発見の経過	
(2) 史跡由義寺跡の史跡指定と保存	
第2節 指定の状況	17
(1) 指定の状況	
(2) 指定地の状況	
(3) 指定地に関する調査研究の成果	
第3節 史跡由義寺跡を取り巻く環境	34
(1) 歴史的環境	
(2) 地理的環境	
(3) 社会的環境	
(4) 法規制	
第3章 史跡由義寺跡の本質的価値	57
第1節 史跡由義寺跡の本質的価値	59
第2節 史跡を構成する要素の特定	60
(1) 「Ⅰ. 本質的価値を構成する要素」の概要	
(2) 「Ⅱ. 保存活用するために必要な要素」の概要	
(3) 「Ⅲ. その他の要素」の概要	
(4) 「Ⅳ. 指定地の周辺地域を構成する要素」の概要	





第4章 史跡由義寺跡の現状と課題 69

第1節 保存管理	71
(1) 現状	
(2) 課題	
第2節 活用	80
(1) 現状	
(2) 課題	
第3節 整備	84
(1) 現状	
(2) 課題	
第4節 保存活用のための運営・体制	86
(1) 現状	
(2) 課題	

第5章 史跡由義寺跡の保存活用の基本方針 87

第1節 史跡由義寺跡の保存活用大綱	89
第2節 基本方針	90
(1) 保存管理	
(2) 活用	
(3) 整備	
(4) 保存活用のための運営・体制	

第6章 史跡由義寺跡の保存管理 93

第1節 保存管理の方向性	95
第2節 保存管理の方法	96
(1) 史跡由義寺跡を構成する諸要素と保存管理の方法	
(2) 現状変更の取り扱い	
第3節 追加指定	99
(1) 追加指定の方向性	
(2) 追加指定の進め方	
第4節 公有化	102

第7章 史跡由義寺跡の活用 103

第1節 活用の方向性	105
第2節 活用の方法	106
(1) 学校教育における活用	
(2) 社会教育における活用	
(3) 地域による活用	





第8章 史跡由義寺跡の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

- 第1節 整備の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
- 第2節 整備の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
 - (1) 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備
 - (2) 歴史資産の活用拠点としての整備
 - (3) 地域の魅力を創出する空間としての整備
 - (4) ガイダンス施設の整備

第9章 保存活用のための運営・体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131

- 第1節 保存活用の運営・体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
- 第2節 保存活用の運営・体制の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
 - (1) 運営・体制の方向性
 - (2) 運営・体制に関する各主体の役割

第10章 保存活用計画の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137

- 第1節 短期的な計画実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
 - (1) 保存管理
 - (2) 活用・整備
- 第2節 中長期的な計画実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
 - (1) 保存管理
 - (2) 活用・整備

第11章 経過観察・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143

- 第1節 経過観察の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
- 第2節 保存管理に関する経過観察・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
- 第3節 活用・整備に関する経過観察・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147

第12章 将来に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149

【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155

- 関係法令の抜粋
- 由義寺跡に関する参考文献

